

不発弾処理対策計画

第1章 災害予防計画

活動項目		
1 処理の主体 2 情報の収集 3 連絡体制		
担当	責任者	総務部長
		消防長
	課	防災対策課、警防課、予防課（各署所）
	関係機関	県警察本部、日立警察署、県防災・危機管理課、陸上自衛隊

1 処理の主体

市街地等で発見された不発弾等の処理は、第一次的な処理主体として地方自治体及び県警察本部が基本的責任を有し、また、第二次的な処理主体として陸上自衛隊が補助的責任を有し、これらの関係機関が協力して対処する。

- 地方自治体 地方自治法に基づき、地方公共の秩序を維持し、住民の安全を保持する事務を処理する。
- 県警察本部 警察に基づき、個人生命、身体、財産の保護に任じ公共の安全と秩序の維持にあたる責務を有する。
- 陸上自衛隊 自衛隊法附則第14項に基づき、特殊性、高度の専門性を有する不発弾等の処理作業を実施する能力を有する陸上自衛隊が補助的責任を有する。

2 情報の収集

市は、不発弾等による災害を未然に防止するため、不発弾の埋没に関する情報の収集に努めることとする。

3 連絡体制

- (1) 市民等から不発弾等の埋没情報等に関する相談を受けた場合又は工事現場などから偶発的に発見された不発弾等の処理に関する対応については、防災対策課を窓口とする。
- (2) 相談又は通報を受けた場合、市は消防本部、日立警察署及び県防災・危機管理課に連絡する。
- (3) 市は、茨城県警察本部の行う調査に立ち会うものとし、状況により、災害発生に備え、消防本部に消防隊の派遣を依頼する。

第2章 災害応急対策計画

活動項目	
1	事前準備
2	処理体制
3	処理の実施
4	報道機関への対応

担 当	責 任 者	総務部長
		関係各部長
	班	各部各班（各部の事務分掌は別に定める。）
	関係機関	陸上自衛隊、県防災・危機管理課、県警察本部、日立警察署、 J R 東日本、茨城交通、東京電力パワーグリッド [※] 、東京ガス、NTT 東日本、 日立市医師会、日立市コミュニティ推進協議会、報道機関、 土地所有者、関係事業者

1 事前準備

(1) 不発弾処理の要請等

ア 市は日立警察署及び土木工事事業者等と協力し、立入禁止区域及び防護壁の設置などの危険回避措置をとる。

イ 茨城県警察本部長は、陸上自衛隊第一師団長に不発弾処理回収を要請する。

(2) 処理日程等の作成

処理日程については、おおむね下図に掲げるところによる。

1 カ月前	不発弾の発見・不発弾処理の必要性の判断
3 週間前	不発弾処理対策本部の設置
2 週間前	不発弾処理対策本部会議（処理方針等の調整）
1 週間前まで	第1回不発弾処理対策関係機関会議（各機関の行動計画調整）
処理日直前	陸上自衛隊との協定締結
当日	第2回不発弾処理対策関係機関会議（処理の最終調整） 信管除去及び不発弾撤去（1日）

(3) 不発弾処理計画の作成

不発弾を適正に処理するため、市及び関係機関は次の処理計画を作成する。

ア 住民避難誘導計画

イ 無線運用計画

ウ 交通規制計画

エ 警戒区域内の警備計画

オ 消防・救急計画

カ 事業所対策計画

キ 医療・救護計画

ク 要配慮者避難計画

- ケ 公共交通機関運行計画
- コ 広報計画
- サ その他必要な計画

(4) 避難区域の設定

市長は、不発弾等処理に伴い、住民等の生命と安全を確保するため、災害対策基本法第63条に基づく「避難区域」を設定し、全ての住民及び車両等の立入りを禁止する。

2 処理体制

(1) 処理に係る国、県警察本部及び市の役割

- ア 不発弾等処理の対応については、不発弾等そのものの除去と処理は、国（陸上自衛隊）の責務によって実施されるが、処理にいたるまでの発掘等の埋没地の掘削、周辺構築物の除去、保護、市民の安全対策等の対応については、本市が行う。
- イ 市による発掘後の不発弾等若しくは偶発的に発見された不発弾等の処理については、自衛隊が行う。

ただし、処理作業の過程で爆発のおそれがあり、住民避難等の対応が必要な場合は、自衛隊と市との役割分担を事前に確認するため、両者との間で協定を締結する。

- ウ 市は県警察及び土木工事事業者等と協力し、立入禁止区域及び防護壁の設置などの危険回避措置をとる。

(2) 陸上自衛隊との協定締結

不発弾等の処理に当たっては、実施する業務について事前に確認するため、おおむね次の内容に基づく協定を市と自衛隊との間で締結する。

- ア 陸上自衛隊が実施する作業の範囲（不発弾等の信管除去及び運搬等）
- イ 市が行う安全管理の対応（処理作業に伴い実施する住民避難等）
- ウ 不発弾等処理を実施する期間等
- エ その他処理に際して必要な事項

(3) 不発弾処理対策本部の設置

市長を本部長とし、不発弾等処理に伴う住民対応をはじめとする諸活動を円滑に実施するため、不発弾処理対策本部を設置する。本部は、陸上自衛隊による不発弾の信管処理が無事終了し、安全が確認されたときに廃止する。

(4) 不発弾処理対策本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、地震災害対策計画編 第3章第1節第2の6「災害対策本部組織・運営等」に準じる。

(5) 不発弾処理対策関係機関会議の設置

次の内容を協議するため、市、陸上自衛隊、県警察本部、交通機関及びその他の関係機関による不発弾処理関係機関会議を開催するものとする。

- ア 処理方針等の調整
- イ 各事務分掌に応じた役割分担及び処理計画の調整
- ウ 処理当日の行動計画等についての調整
 - ※ 不発弾等処理交付金交付要綱 （資料編 資料 24-1）
 - ※ 不発弾処理対策関係機関会議構成機関の役割について （資料編 資料 24-3）
 - ※ 不発弾処理対策関係機関会議構成員 （資料編 資料 24-2）

3 処理の実施

(1) 現地指揮本部

本部長は、現地における不発弾処理対策の指揮・指令を行うために、不発弾等が発見された場所に近い場所に現地指揮本部を設置する。

現地指揮本部には、不発弾処理対策本部員及び関係機関の担当者を配置する。

(2) 避難等の実施

本部長は、事前に作成した避難計画に基づき、次により住民等を避難させる。

ア 避難誘導班の配置

イ 住民等に対する避難広報の実施

ウ 指定避難所の開設及び運営

(3) 不発弾処理状況に係る情報伝達

本部長は、必要な情報の収集に努めるとともに、関係する機関へこれらの情報を伝達する。

ア 不発弾等の処理作業の進行状況

イ 指定避難所における避難者の状況

ウ 交通機関停止及び道路交通規制等の状況

エ 交通機関等における乗客等の滞留状況

オ その他必要な情報

4 報道機関への対応

本部長は、取材報道機関に対し、随時状況を説明する。

第3章 災害復旧計画

市は、不発弾等の処理が終了したときは、速やかに広報車、防災行政無線等により広報するとともに、指定避難所開設措置及び交通規制等を解除することとする。

【不発弾処理の流れ】

